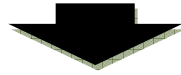


悪質訪問販売に注意！！

事例1

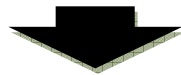
「法律改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置しないと罰せられますので、今すぐ購入してください。」と契約を迫った。



現時点では、罰則はありませんので、その場で契約を結ばないようにしましょう。

事例2

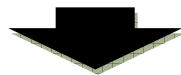
「消防署の方から来ました。」と言い、法外な値段で売りつけてきた。



消防職員が物品を販売することはありません。

事例3

「台所にも住宅用火災警報器が必要です」と言い、法外な値段で売りつけてきた。



津市では、台所や居間に設置義務はありません。

知っておいてください

- 住宅用火災警報器は個人でも容易に取り付けることができます。設置を依頼する場合は、事前に見積もりを取り、工事内容を確認するなど、納得のうえ契約を結ぶようにしてください。
- 火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」（昭和51年法律第57号）に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定の期間は契約の解除が認められています。
- 悪質な訪問販売や詐欺等と疑わしい事例に遭遇した場合は、津市消費生活センター（059-229-3313）や消費者ホットライン（0570-064-370）に相談してください。